碧南市観光協会マスコットキャラクター着ぐるみ貸出規程

（趣旨）

第１条　この規程は、碧南市観光協会（以下「協会」という。）の認定を受け、マスコットキャラクター「しょうぶー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用の申し込み）

第２条　着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめマスコットキャラクター着ぐるみ借用申込書（様式第１号）を、使用の１月前までに着ぐるみ管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。申し込みは使用の６月前から受け付けるものとする。

なお、同日に複数の借用依頼があった場合には別表１の優先順位に基づき、使用の可否を決定するものとする。

また、１月前までに使用の申し込みのない日に関しては、使用の１週間前を期日として先着順に申し込みを受け付けるものとする。

（使用承諾の通知）

第３条　管理者は、使用者に対し、使用の可否の決定後速やかに貸出許可書（様式第２号）による使用承諾（又は不承諾）の連絡を行う。

（使用承諾基準）

第４条　管理者は、第２条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

(1) 協会及びキャラクターの品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。

(2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。

(3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。

(4) 特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。但し、協会会員は除く。

(5) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき。

（使用料）

第５条　１日あたりの使用料は次の各号のとおりとする。

(1) 協会会員　　１，０００円

(2) 一般　　６，０００円

(3) 協会が主催又は委託する行事　　無料

（使用料の納入）

第６条　第４条の基準に基づき第３条の通知を受けた使用者は、使用料を使用承諾の通知を受けた日から１週間以内に納入しなければならない。

（使用上の遵守事項）

第７条　使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。

(2) 申込書の記載どおりに使用すること。

(3) 使用期間を遵守すること。

(4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。

(5) 雨天時に屋外で使用しないこと。

(6) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること。

（使用の承諾の取消し）

第８条　使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その後、その使用者への貸与は行わない。

この場合、使用者に損害が生じても、管理者は一切の責任を負わない。

（原状復帰）

第９条　着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

２　前項の規定に関わらず、管理者が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用者は従わなければならない。

（管理者の責任）

第１０条　着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、管理者は一切の責任を負わない。

（補則）

第１１条　この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

（附則）

この規程は、平成２６年３月１日から施行する。

別表１　使用に係る優先順位

優先順位１	協会が主催又は委託する行事
〃　　２	協会会員事業
〃　　３	一般事業

※上記の同一順位内にて、複数の使用依頼があった際には、管理者にて使用者を決定するものとする。